

地方独立行政法人那覇市立病院 第4期中期計画

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は、那覇市長から指示された中期目標を達成するため、以下のとおり第4期中期計画を定める。

本中期計画では、市立病院として果たすべき公的使命や機能を明確にするとともに、那覇市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療等の質の高い医療の提供、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、臨床研修指定病院として医師の育成等、地域に貢献できる存在感のある病院づくりを進めていく。

今後、人口減少、少子・超高齢社会の進行により、市立病院を取巻く医療環境は、大きく変化していくことが予想される。そこで、環境の変化に対応し、地方独立行政法人が持つ自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮することで、第4期中期目標期間においても、安全安心かつ高度で良質な医療の提供を継続していく。

一方、本中期計画期間中には、現在地での新病院建設（令和2年に実施設計、令和3年～令和6年の期間に建設工事、令和7年開院予定）が始まる。設備投資等に伴う費用増加が病院経営に与える影響は大きく、また、狭隘な敷地で病院を運営しながらの建設工事となることから、工事の内容によっては、診療の一部を制限する可能性もあり、この場合、市民に対して提供する医療サービスが縮小するとともに収益減少が懸念される。

そのため、建設工事による影響を最小限に留めるよう、患者の療養環境の確保に努めるとともに、経営の効率化等にこれまで同様、積極的に取り組むことで、安定的な経営を持続し、市立病院としての使命を引き続き果たすことを目指す。

なお、本中期計画における各措置の達成状況を測る指標については、建設工事がどのような影響をもたらすのか、現時点で示すことが困難であることから、参考値として平成30年度の指標並びにその実績を示し、具体的には、各年度計画において定めることとする。

中期計画の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

中期計画

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、引き続き365日24時間救急医療体制を維持する。
また、救急搬送の受入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図る。

なお、新病院建設工事期間中においては、救急搬送の受入れに影響が出ないように、動線計画等に十分配慮する。

【救急医療の関連指標】

指標	平成30年度実績
救急患者数（人）	38,333
うち入院患者数（人）	5,171
うち救急車受入人数（人）	4,573
救急車受入率（%）	93.6

(2) 充実した小児・周産期医療の確保

周産期医療体制整備指針における周産期医療、いわゆるハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、新生児の集中治療管理等、入院が必要な患者に対し、総合周産期母子医療センターである沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、地域周産期母子医療センターである琉球大学医学部附属病院や沖縄赤十字病院と連携をして医療を提供していく。

また、当院小児科医のほか、小児科開業医及び琉球大学小児科の応援を受け365日24時間小児科医が常駐し、医療を提供できる体制を確保するとともに、小児科専門医研修支援施設として小児科医の育成に努める。

【小児・周産期医療の関連指標】

指標	平成30年度実績
小児外来患者数（人）	35,493
小児入院患者数（人）	23,194
小児救急患者数（人）	16,800

うち入院患者数（人）	1,277
N I C U ・ G C U入院患者数（人）	3,629
分娩件数（件）	357
うち帝王切開件数（件）	159

（3）災害時対応及び緊急時における医療支援

① 平時からの備えと発災時対応

災害時における病院機能の維持・復旧のため、那覇市立病院事業継続計画（B C P）に基づき、院内での訓練実施や研修会を実施するほか、那覇市や沖縄県が実施する災害訓練に参加し、平時から災害に備えるよう努める。

また、発災時においては、入院患者の安全確保を図るとともに、発災後は被災者の診療にあたるよう努める。

② 他医療機関との連携

現病院施設は耐震性に課題を抱えていることから、不測の事態への備えとして、B C Pに基づき、患者移送先の調整や搬送手段の確保等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに努める。

③ 医療支援への取組み

他の自治体における大規模災害時や緊急時において、市立病院D M A T（災害派遣医療チーム）を派遣し医療支援を実施する。

また、D M A Tを定期的に訓練研修に参加させるなど、医療救護支援活動の向上に努める。

【災害時対応及び緊急時における医療支援の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
災害訓練回数（回）	5
災害訓練参加者数（人）	31
災害研修会回数（回）	4
災害研修会参加者数（人）	10
被災地等への派遣件数（回）	0

（4）保健所との連携

那覇市保健所と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策に協力する。

(5) 市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、慢性腎臓病（CKD）に対するフォローアップ、CKDの啓発活動、CKDサポート外来の推進や患者教育のための教育入院、特定健診の休日実施等、那覇市や関係機関と連携し疾病予防対策等に協力する。

【疾病予防対策の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
人間ドック件数（件）	4,807
健康診断件数（件）	3,729
特定健診件数（件）	2,786
がん検診（件）	686
特定保健指導件数（件）	502

② 地域包括ケアシステムの推進

在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護施設、ケアマネージャー、社会福祉士等と連携し、入院患者がスムーズに在宅医療へ移行できるよう退院支援の強化、適切な情報提供や急変時の受入体制を整備する。

(6) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、市立病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する正しい知識の普及啓発を推進する。情報発信の手段として、当院の院外ホームページ、広報誌等を活用し、診療実績や医療情報を提供する。

【市民への情報の提供・発信の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
広報誌への医療情報掲載回数（回）	1
ホームページへの掲載回数（回）	2
医学雑誌配布回数（回）	1
講演会開催回数（回）	6
診療実績・病院情報の公表回数（回）	1

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保

高度医療の充実を図るため、医師をはじめ、専門性を持った医療スタッフの確

保に努める。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる役割を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。

【更新予定医療機器等】

- ・放射線治療装置 ・血管造影 X線診断装置 ・CT ・MRI
- ・医用画像システム

【高度医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
CT 件数 (件)	17,302
MRI 件数 (件)	6,645
RI 件数 (件)	809
心臓カテーテル検査件数 (件)	446
経皮的冠動脈形成術 (PCI) 件数 (件)	190
アブレーション治療件数 (件)	146
脳血管造影件数 (件)	239
血管内治療件数 (件)	104
血栓溶解療法 (t-PA) 治療件数 (件)	8
手術件数 (手術室) (件)	3,491
うち全身麻酔手術件数 (件)	1,915
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術 (件)	550
内視鏡による手術件数 (ESD) (件)	87

* ESD : 内視鏡的粘膜下層剥離術

(2) がん医療の充実

専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努める。

また、がん診療連携パスの利用を促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。

【がん医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
全がん退院患者数（人）	1,633
うち5大がん退院患者数（人）	721
がん患者外来化学療法患者数（人）	2,837
がん放射線治療実患者数（人）	324
がん患者相談件数（人）	1,031
全国がん登録件数（件）	984
がん地域連携パス適用件数（件）	24
がん研修会等開催数（医療者）	10回（362人）
がん講演会等開催数（市民対象）	15回（138人）

（3）地域医療機関との連携推進・強化

地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図り、紹介率及び逆紹介率の向上に努める。

【地域医療連携の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
紹介率（%）	73.6
逆紹介率（%）	83.4

（4）人材の確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努める。救急医等の人材確保の手段として、琉球大学との連携、沖縄県医師会・那覇市医師会との連携、リクルート機関の活用を図る。

（5）安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努める。

また、セカンドオピニオンについても、引き続き円滑な対応に努める。

【患者中心の医療の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
院外から当院へのセカンドオピニオン件数（件）	17

当院から院外へのセカンドオピニオン件数（件）	26
------------------------	----

② 医療安全対策の徹底

医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的を開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。

【医療安全・院内感染対策の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
医療安全対策委員会等開催回数（回）	12
医療安全研修等実施回数（回）	13
インシデントレポート報告件数（件）	1,566
アクシデントレポート報告件数（件）	43
院内感染対策委員会等開催回数（回）	12
感染管理チームラウンド回数（回）	64
院内感染対策研修会等開催数（回）	6

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスの有効活用に努める。

【医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
クリニカルパス適用患者数（人）	4,409
クリニカルパス種類数	212（累計）

④ 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営

医療法や個人情報保護、情報公開等に関する院内研修会を実施し、法令を遵守し、行動規範に沿って適正な業務運営を行う。

【法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営の関連指標】

指標	平成 30 年度実績
研修会開催回数（回）	2
参加者数（人）	277

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設の改修・補修を実施

するとともに、引き続きプライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努める。
また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。

(2) ボランティアとの協働の推進

ボランティアサポート委員会によるボランティア活動の円滑な推進を図り、交流や意見交換を通じた協働を推進する。

(3) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 P D C Aサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。

公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で指摘のあった項目の改善への取り組みやTQM活動を通し、改善活動を継続する。

また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組を通し、P D C Aサイクルの確実な実践に努める。

2 院内連携の推進

(1) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進する。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師、栄養士、歯科衛生士等により医療安全対策、感染防止対策、呼吸ケア、緩和ケア等のチームによる診療報酬に則した活動を継続する。

(2) 多職種連携の推進

診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。

【経営機能の強化に関する指標】

指標	平成30年度実績
診療報酬請求査定率 (%)	0.16

2 収益的収支の向上

病床稼働率の維持・向上や適正な診療収入の確保に努める。

【収益等の確保に関する指標】

指標	平成30年度実績
病床稼働率 (%)	94.2
平均在院日数 (日)	11.32
入院診療単価 (円)	61,266
外来診療単価 (円)	18,779
1日平均延べ入院患者数 (人)	451.5
1日平均外来患者数 (人)	790.5
医業収益 (百万円)	14,070
入院収益 (百万円)	9,896
外来収益 (百万円)	3,622

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。

4 経営の効率化

経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図る。

【経営の効率化に関する指標】

指標	平成30年度実績
経常収支比率 (%)	104.4
医業収支比率 (%)	103.3

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備等に関する事項

新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施する。

特に、医療機器の整備・更新については、新病院への移設費用等を含めた費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断する。

2 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設に取り組み、実施設計等とおし、費用縮減に努める。

また、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努める。

【新病院建替事業スケジュール】

(案) 第4期中期計画				(案) 第5期中期計画				(案) 第6期中期計画			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度～令和12年度		
実施設計	←	建	設	工	事	新病院開院(予定)	立体駐車場② 建設工事 保育園仮設設置	保育園 本体工事 病院建替 事業完了(予定)	新保育園 開園(予定)		

3 外国人患者に対応できる医療の提供

タブレット通訳端末の配置継続、外国語表記への対応、医療者と患者をつなぎ、医療資源を有効活用できるようコーディネート業務を担う人材配置へ取り組む。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、医業収益の確保を図るとともに、那覇市からの運営費負担金や長期借入金を有効に活用し、市立病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

なお、予算、収支計画及び資金計画については、平成31年3月に策定した「地方独立行政法人那覇市立病院新病院建設基本構想」で行なった収支シミュレーションを基に、新病院の整備病床数を470床へ変更したほか、働き方改革や本計画期間中に整備が見込まれる医療機器等による費用増等の要素を加味し作成した。

1 予算（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	55,037
医業収益	53,381
運営費負担金収益	1,476
補助金等収益	180
営業外収益	430
運営費負担金収益	110
営業外雑収益	320
臨時収益	0
資本収入	20,142
運営費負担金収益	1,022
長期借入金	19,120
その他資本収入	0
その他の収入	4,000
計	79,609
支出	
営業費用	57,607
医業費用	55,951
給与費	32,028
材料費	13,718
経費	9,917
研究研修費	288
一般管理費	1,656
営業外費用	54

臨時損失	36
資本支出	21,047
建設改良費	19,194
償還金	1,853
その他支出	4,000
計	82,744

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を0%として試算している。

(注3) その他の支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

(注4) 各事業年度の運営費負担金収益は、運営費負担金の繰出基準等に定められた基準により算定しているが、その具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

[人件費の見積もり]

期間中総額32,172百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当等の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」（平成16年4月1日付け総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）の「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準による。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	56,191
営業収益	55,765
医業収益	53,191
運営費負担金収益	1,476
資産見返運営費負担金戻入	918
補助金等収益	164
資産見返物品受贈額戻入	16
営業外収益	402
運営費負担金収益	110
その他営業外収益	292
臨時利益	24
支出の部	58,510
営業費用	58,420
医業費用	56,785
給与費	32,004
材料費	13,414
経費	9,066
減価償却費	2,029
研究研修費	272
一般管理費	1,635
営業外費用	54
臨時損失	36
純利益	▲2,319
目的積立取崩額	0
総利益	▲2,319

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）病院本体の工事期間中である令和3年度から令和7年度までの5年間は、診療の一部制限などから収益が減少すると想定した。令和3年度から令和10年度までは、設備投資に伴って生じる減価償却等の影響もあり、単年度赤字となる見込みであるが、令和11年度以降は単年度黒字へと転換する見込みである。

（注3）各事業年度の運営費負担金収益の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 資金計画（令和2年度～令和5年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	86,165
業務活動による収入	55,467
診療業務による収入	53,381
運営費負担金による収入	1,586
補助金等収入	180
その他の業務活動による収入	320
投資活動による収入	5,022
運営費負担金による収入	1,022
その他の投資活動による収入	4,000
財務活動による収入	19,120
長期借入れによる収入	19,120
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,556
資金支出	86,165
業務活動による支出	57,697
給与費支出	33,279
材料費支出	13,718
その他の業務活動による支出	10,700
投資活動による支出	23,194
有形固定資産の取得による支出	19,194
その他の投資活動による支出	4,000
財務活動による支出	1,853
長期借入金の返済による支出	1,853
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	3,421

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）その他の投資活動による支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

（注3）各事業年度の運営費負担金による収入の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 運営費負担金の受入遅延等による資金不足の対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

市立病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、市立病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

(1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあつては、理事長が別に定める額とする。

(2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。

2 文書料

市立病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。

3 徴収猶予等

(1) 理事長は、災害その他特別の理由により診療料、使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。

(2) 理事長は、診療料、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により診療料、使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の診療料、使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号) 第6条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(令和2年度～令和5年度)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 3,100 百万円	那覇市長期借入金等

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。